

## 函館市函館山山麓地域における建築物の高さに係る指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館山山麓地域の斜面地特有の住環境を保全するため、当該保全を要する区域における建築物の高さに係る指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保全区域 函館山山麓地域の別図に示す区域をいう。
- (2) 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、または移転することをいう。
- (3) 建築物の各部分の高さ 地盤面（建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。）からの建築物の各部分の高さをいう。

(建築物の高さの基準)

第3条 保全区域内における建築物の各部分の高さは、13メートル以下とする。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

(建築に係る届出)

第4条 保全区域内において、建築物を建築しようとする者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出する前に、別記様式の届書により、市長に届け出なければならない。

- 2 前項の届書には、次の表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が添付を要しないと認める図書については、この限りで

ない。

種 類	縮 尺	部数	備 考
付 近 の 見 取 図	2,500 分の 1 以上	1	
配 置 図	200 分の 1 以上	1	
各 階 の 平 面 図	200 分の 1 以上	1	
2 面 以 上 の 立 面 図	200 分の 1 以上	1	地盤面を表記し，建築物の主要な部分の高さを記載すること。

(基準の遵守)

第 5 条 保全区域内において，建築物を建築しようとする者は，第 3 条の規定に適合するよう努めなければならない。

(助言，指導および勧告)

第 6 条 市長は，第 4 条第 1 項の届出があった場合において，当該届出に係る建築が第 3 条の規定に適合しないと認めるときは，当該届出をした者に対し，必要な措置を講ずるよう助言，指導または勧告をするものとする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，平成 3 年 7 月 1 0 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する建築物または現に建築の工事中の建築物が第 3 条の規定に適合せず，または同条の規定に適合しない部分を有する場合においては，当該建築物または当該建築物の部分に対しては，同条の規定は，適用しない。

附 則

この要綱は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



別記様式（第4条関係）

保全区域内における建築物の建築に係る届書

年 月 日

函館市長 様

住 所

届出者 氏 名

電 話

函館市函館山麓地域における建築物の高さに係る指導要綱第4条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

建 築 場 所	函館市 町 番		
建 築 工 事 の 着 手 予 定 日	年 月 日	建 築 工 事 の 完 了 予 定 日	年 月 日
建 築 の 種 別	新 築 ・ 増 築 ・ 改 築 ・ 移 転		
(主要な用途)	(構 造)  造, 階建		
項 目	届 出 部 分	既 存 部 分	合 計
敷 地 面 積			m <sup>2</sup>
建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
高 さ	m	m	m
届出内容に係る 照 会 先	住 所 氏 名 電 話		

注 建築の種別欄については、該当する事項を○で囲んでください。